

市町村

発注機関の部（課）長 様

技術管理室長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

このことについて、令和 8 年 6 月 16 日付け事務連絡により、国土交通省不動産・建設
経済局建設業課長から通知がありました。

本通知に基づき建設部が実施する事業においても、中東情勢の変化を踏まえ、
下記のとおり取り扱うこととしましたので適切な対応に努めてください。

記

1 対象工事

（1）令和 8 年 7 月 1 日以降に起工する工事 ※1

（2）現在契約済または契約予定の工事については受発注者間協議が整った工事

※1 対象工事は現場説明事項・施工条件明示事項に必要事項を明示のこと

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

3 設計変更の流れ

（1）別紙 1 「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取
扱要領（土木工事）」による

（2）別紙 2 「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取
扱要領（建築工事）」による

4 参考資料

設計変更の流れ（別紙フロー図）

（問合せ先）

担 当 基準指導班 河野、倉科

電 話 026-235-7323（直通）

ファクシミリ 026-235-7482

電子メール gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取扱要領（土木工事）
（8 建政技第 90 号 令和 8 年(2026 年) 6 月 25 日）

（主旨）

第 1 中東情勢の変化により、ナフサ由来の建設資材については、供給の不安定化や流通の停滞が生じている。

このため、代替資材の調達や流通経路の見直し等により、工事施工段階において追加費用が必要となる場合の設計変更の取扱いについて、以下のとおり定めるものとする。

（対象資材）

第 2 設計変更の対象とする建設資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。なお、「ナフサ由来」とは、具体的に以下のいずれかに該当する資材（以下「調達検討資材」という。）をいう。

- 1) 一般財団法人建設物価調査会や一般財団法人経済調査会等の調査機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材（参考 URL：※1）
- 2) 受注者から提出される協議資料（メーカー資料「聞き取りでも可」、カタログ等）により、ナフサ由来であることが確認できる資材

（手続き）

第 3 調達検討資材の経費計上（設計変更）が必要なる場合の手続きは下記のとおりとする。

- 1) 適用日以降に起工する工事については、発注時に「施工条件明示書」に設計変更対象工事である旨を記載する。
- 2) 受注者は、代替資材の調達または流通状況の変化により追加の調達経費が必要となる場合、「調達検討資材」として様式 1 により発注者と協議するものとする。
- 3) 受発注者間の協議により設計変更が必要と判断された場合、受注者は様式 2 および仕様・調達経費の根拠資料を提出し、速やかに設計変更に係る協議を行うものとする。
- 4) 追加の調達経費が必要となる場合とは、以下、①から③を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）
- 5) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
- 6) 協議は、情報共有システムまた、書面により行うものとする。
- 7) 追加の調達経費は、直接工事費に計上し諸経費の対象とする。

(適用)

第4 本運用は、令和8年7月1日起工する工事から適用する。

ただし、既契約工事であっても受発注者間協議により適用できるものとする。

以下、参考

※1 参考 URL

建設物価調査会

“https://www.kensetu-bukka.or.jp/chousa_report/18053/”

「中東情勢の影響がみられた主な建設資材」

経済調査会

“<https://www.zai-keicho.or.jp/news/extraordinary/>”

「積算資料 2026 年〇〇号 石油系資材ウォッチ／速報レポート」

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取扱要領（建築工事）

施行 令和 8 年 6 月 25 日（8 建字第 227 号）

（目的）

第 1 本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、建設部が発注する建築工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

（調達検討資材）

第 2 調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。建築工事においては、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材※ 1 を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じることとする。

※ 1 参考 URL

建設物価調査会

“https://www.kensetu-bukka.or.jp/chousa_report/18053/”

「中東情勢の影響がみられた主な建設資材」

経済調査会

“<https://www.zai-keicho.or.jp/news/extraordinary/>”

「積算資料 2026 年〇〇号 石油系資材ウォッチ／速報レポート」

（別途調達経費）

第 3 別途調達経費は、次の(1)、(2)の場合における調達変更により必要となる経費をいう。なお、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

- (1) 設計書で指示した資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

（手続き）

第 4 設計変更に係る手続きは以下のとおりとする。

- (1) 本取扱要領の対象工事である旨を、別記 1 の記載例を参考に発注時の現場説明事項・施工条件明示事項に記載する。
- (2) 受注者からの工事打合せ簿による申出を受け、受発注者間の協議の上、調達検討資材を決定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書(様式 1)」を監督員に提出し協議する。なお、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅

速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、調達数量、調達単価が記載された実際の取引(支払)伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していること確認できる資料(カタログ等)を監督員に提出する。
- (6) 設計変更にあたって、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を、別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、設計者や所管所属等との協議など、通常の設計変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された調達検討資材について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(積算方法)

第5 設計変更に係る積算方法は以下のとおりとする。

- (1) 設計変更を行う対象数量
 - ① 供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。
- (2) 設計変更にかかる単価
 - ① 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
 - ② 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
 - ③ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。
- (3) 別途調達経費の算出法
 - ① (2)で確認された単価と設計単価の差額に(1)の対象数量を乗じて求める。
 - ② 材料費のみを抽出して確認することが困難な単価の場合、別途調達経費の対象外となる費用が含まれていない旨を証明書類に明示するように受注者に求めた上で、(2)で確認された単価と設計単価の差額に(1)の対象数量を乗じて求める。
 - ③ 上記により増額された直接工事費により共通費を積算する。なお、工事請負契約書第26条(スライド条項)適用時の1%の控除は行わない。

(適用)

第6 本要領は、令和8年7月1日起工する工事から適用する。

なお、令和8年6月30日以前に入札手続きを開始した工事(既契約工事を含む)については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。この場合において、受注者が既に購入した調達検討資材についても、当該資材に係る別途調達経費の妥当性が確認できる場合は、協議の上、対象とすることができる。この場合の手続きについては、第4(3)の規定にかかわらず、様式2の実施報告書等により協議を行うものとする。

(別記 1) 発注時の現場説明事項・施工条件明示事項における記載例

本工事は、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取扱要領 (建築工事)」の対象である。
--

(別記 2) 設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更一式

調達検討資材	
設計図書で指示した資材の代替資材を調達したもの	(資材の名称)
	(資材の名称)
設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となるもの	(資材の名称)
	(資材の名称)

(様式1) 調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定価 格	中東情勢の 影響	添付書類の 番号

(注)

1 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合
(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①
の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を
併せて監督職員に提出する。

3 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用
(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

(様式2) 調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類の 番号

(注)

1 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合
(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必
要なものの写しを添付すること。

3 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用
(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。